

駐車監視員活動ガイドライン

【田無 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備考
西 東 京 市	1 主要地方道5号	青梅街道	東伏見3-6先東伏見四丁目交差点～田無町一丁目交差点～総持寺・田無神社前交差点～芝久保3-30番先	9-19	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考	
西 東 京 市	1	主要地方道8号	富士街道	富士町2-7先高塚交差点	田無町1-12先	9-19	
	2	市道	かえで通り	東町3-5先(西武線保谷駅南口先)	富士町4-13先(西武線東伏見駅北口先)	9-19	
	3	市道	農協前通り	田無町5-10先新青梅街道北原西交差点	西武線田無駅北口ロータリー	9-19	
	4	都道112号	谷戸新道	北原町1-1先北原一丁目交差点	西武線ひばりが丘駅南口ロータリー	9-19	
	5	都道	武蔵境通り	田無町3-4先	新町2-5先柳橋交差点	9-19	
	6	都道245号	新青梅街道	東久留米市柳窪4-7先	西東京市富士町3-9先	9-19	田無署管内に限る
	7	都道7号	五日市街道	新町6-8先	新町1-1先武蔵野大前交差点	9-19	
東 久 留 米 市	8	主要地方道15号	小金井街道	前沢3-10先	前沢1-5先所沢街道前沢交差点	9-22	
	9		新小金井街道	滝山5-3先	野火止3-20先	9-19	
	10	市道~都道234号	前沢保谷線	浅間町2-5先新落合橋~新川町1-5先~幸町4-4先小金井街道前沢宿の間		9-19	
	11	市道	まろにえ富士見通り	本町1-3先西武線東久留米駅西口ロータリー	中央町2-6中央公民館先	9-19	
	12	都道129号	滝山中央通り	前沢5-1先小金井街道滝山東交差点	柳窪1-7先	9-22	
	13	市道	新所沢街道	前沢2-1先	下里6-4東京多摩青果先	9-19	
	14	都道7号・都道233号	伏見通り	柳沢3-1先関前橋交差点	中町1-4先保谷庁舎前交差点	9-19	
	15	都道125号	浄牧院通り	新川町1-4先	新川町1-6先	9-19	
	16	市道103号	さいわい通り	中央町2-1先	幸町2-3先	9-19	
	17	市道206号	東久留米総合高校通り	幸町5-1先	幸町5-10先	9-19	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	最重点路線(青梅街道)周辺及び重点路線周辺	9-19	新青梅街道周辺は一部
2	小金井街道周辺	9-20	
3	西武線田無駅を含む田無町1~5丁目、南町4~5丁目及び周辺	9-20	西東京市違法駐車等の防止に関する条例重点地域
4	西武線東伏見駅を含む東伏見2~3丁目、富士町4丁目及び周辺	9-19	
5	西武線西武柳沢駅を含む柳沢1、6丁目、保谷町3丁目及び周辺	9-19	
6	西武線ひばりが丘駅を含むひばりが丘1丁目、住吉町3丁目、谷戸町3丁目及び周辺	9-19	
7	西武線東久留米駅を含む本町1~4丁目、東本町、新川町1丁目及び周辺	9-19	

田無警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。